

「入院基本料に関する事項」について

・入院基本料について

1 病棟（60 床） 療養病棟入院基本料 1（20：1）

入院患者 20 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しています。また、入院患者 20 人に対し 1 人以上の看護補助者を配置しています。時間帯ごとの配置については、各病棟に掲示しております。

2 病棟（45 床） 障害者施設等入院基本料（13：1）

入院患者 13 人に対し 1 人以上の看護職員を配置しています。また、入院患者 13 人に対し 1 人以上の看護補助者を配置しています。時間帯ごとの配置については、各病棟に掲示しております。

・入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束について

当院では入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化についての基準を満たしております。